

引取業者の登録の手引き

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課

令和 8 年 1 月

はじめに

平成17年1月1日以降、神奈川県内において使用済自動車の引取りを業として行うためには、「使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）」に基づき、神奈川県知事（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市においてはそれぞれの市長）の登録を受けなければなりません。有効期限は登録日から5年間となります。なお、この手引きは当該引取業の登録手続き等について説明しています。

自動車リサイクル法の目的

この法律は、自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

1 使用済自動車とは

使用済自動車とは、自動車のうち、その使用を終了したものをいいます。

なお、カーエアコン付きの使用済自動車でフロン類の回収が必要なものにあってはフロン類回収業者に、その必要がないものにあっては解体業者に引き渡すことになります。

2 引取業者の登録が必要な方は

県所管区域（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市の区域を除く神奈川県の区域）で、自動車所有者から使用済自動車の引取りを業として行おうとする事業者は、神奈川県知事の登録を受けなければなりません。（*）

また、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市または茅ヶ崎市で使用済自動車の引取りを業として行おうとする事業者は、各市長の登録を受けなければなりません。

*県の登録を受けている引取業者が、県所管区域内の別の場所に事業所を追加した場合は、すでに登録を受けた地域県政総合センターに変更届を提出してください（詳細はP7（7）をご覧ください）。

3 登録手続きをするには

所管する行政庁ごとに、登録申請書を提出してください（所在地、連絡先はP 3を参照してください）。

例1) 横浜市、川崎市、平塚市及び二宮町の4ヶ所に事業所を有する場合

横浜市、川崎市及び湘南地域県政総合センター

例2) 相模原市、横須賀市、海老名市及び鎌倉市の4ヶ所に事業所を有する場合

相模原市及び横須賀市並びに県央地域県政総合センター又は横須賀三浦地域県政総合センター

[行政区域の所管区域等]

| 行政庁名 | | 所在地 | 電話番号 | 管轄区域 |
|----------------------------|-------------------------------------|---------------------------------------|--------------|--|
| 神奈川県 | 横須賀三浦地域県政総合センター環境部 (県横須賀合庁内) (※) | 〒238-0006 横須賀市日の出町 2-9-19 | 046-823-0210 | 鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町 |
| | 県央地域県政総合センター環境部 (県厚木合庁内) (※) | 〒243-0004 厚木市水引 2-3-1 | 046-224-1111 | 厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村 |
| | 湘南地域県政総合センター環境部 (県平塚合庁内) (※) | 〒254-0054 平塚市中里 50-1 | 0463-45-3150 | 平塚市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町 |
| | 県西地域県政総合センター環境部 (県小田原合庁内) (※) | 〒250-0042 小田原市荻窪 350-1 | 0465-32-8000 | 小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町 |
| | 神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課 | 〒251-8588 横浜市中区日本大通 1 | 045-210-4149 | 制度に関する問合せ |
| 横浜市資源循環局事業系廃棄物対策部事業系廃棄物対策課 | | 〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 市庁舎 23 階 | 045-671-2511 | 横浜市 |
| 川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課 | | 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 | 044-200-2593 | 川崎市 |
| 相模原市環境経済局環境部廃棄物指導課 | | 〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15 | 042-769-8335 | 相模原市 |
| 横須賀市環境部廃棄物対策課 | | 〒238-8550 横須賀市小川町 11 | 046-822-8418 | 横須賀市 |
| 藤沢市環境部環境総務課 | | 〒251-8601 藤沢市朝日町 1-1 | 0466-50-3529 | 藤沢市 |
| 茅ヶ崎市環境部資源循環課 | | 〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1 | 0467-82-1111 | 茅ヶ崎市 |

(*) 県の登録を受けている (登録申請中も含む) 引取業者が、登録を受けた地域県政総合センターが管轄していない県所管区域に事業所を追加する場合 (2 地域に同時に登録する場合も含む。) に必要な手続きは、既に登録を受けた地域県政総合センターへの変更の届出です。

4 登録申請手続

(1) 登録申請書の提出

提出部数は、正本1部、副本1部（副本は申請者の控え用）としてください。なお、副本はコピーでもかまいません。

| 種類 | 内容 |
|------|---|
| 申請書 | 引取業者登録申請書（省令様式第1号） |
| 添付書類 | 申請者が法第45条第1項各号（第1号から7号まで）のいずれにも該当しないことについての誓約書 |
| | 申請者が個人である場合は、住民票の写し*（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるもの、かつマイナンバーが記載されていないもの。以下同じ。） |
| | 申請者が法人である場合は、登記事項証明書*（商業登記法に係るもの） |
| | 申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し ※法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書 申請者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類 |

*住民票の写し、登記事項証明書は、発行日より3ヶ月以内のもの。

☆ 登録基準について

○ 登録を行うには以下の基準のいずれかを満たすことが必要となります。

- ・使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための適切な方法を記載した書類を有すること。
- ・使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者*が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有すること。

*「十分な知見を有する者」とは

自動車の冷媒回路の構造や冷媒に関する知識を持ち、フロン類の回収作業に精通した方、例えば、フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者、自動車電気装置整備士、その他自動車整備業務、エアコン整備業務、フロン類回収業務の経験を有する者、中古自動車査定士等が十分な知見を有する者と考えられますので、それらの資格を証する書類の写し、講習会修了書の写し等を添付してください。

○ また、欠格要件（法第45条第1項各号）に該当していないことが必要となります。

(2) 登録申請手数料 4,000 円

申請の際には手数料が必要です。申請書の記載内容について事前に窓口担当者の確認を受けた後に、

- ・窓口が神奈川県の場合は、次のいずれかの方法によりお支払いください。納付書により納付した場合は、当該納付済証を申請書類に添えてください。
 - ① 窓口においてキャッシュレス納付
 - ② 金融機関やコンビニエンスストア等において納付書により納付
 - ③ e-kanagawa 電子申請により電子納付
- ・窓口が横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市又は茅ヶ崎市の場合は、支払方法を所管の自治体に問い合わせてください。

5 登録後の引取業者の責務は

(1) 引取義務

自動車所有者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由*がある場合を除き、必ず引き取らなくてはなりません（法第9条）。なお、引取りの際には、リサイクル料金（シュレッダーダスト、エアバッゲ、フロンに係るリサイクル料金、資金管理料金及び情報管理料金）が資金管理法人（公益財団法人自動車リサイクル促進センター）に預託されている旨の確認が必要となります（法第9条）。

*正当な理由とは

- ① 天災等やむを得ない事由により使用済自動車の引取りが困難である場合（例；事業所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に困難である場合）
- ② 使用済自動車に異物が混入している場合（例；使用済自動車に他のごみが詰められている場合）
- ③ 使用済自動車の引取りにより、使用済自動車の適正な保管に支障が生じる場合（例；大量一括持ち込みの要請がある場合、乗用車販売店に大型商用車が持ち込まれる場合等自社の車両保管能力と照らし合わせ適正な保管が困難である場合）
- ④ 使用済自動車の引取りの条件が通常の取引の条件と著しく異なるものである場合（例；極めて遠距離からの引取りの要請がなされる場合、条件交渉なく一方的に使用済自動車等が置いていかれてしまう場合）
- ⑤ 使用済自動車の引取りが法令の規定または公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合（例；盜難車と分かっていて引取る場合、リサイクル料金の支払いがないのに引取りを要請される場合等）

(2) 書面交付義務

使用済自動車の引取りを行ったときは、最終所有者に引取りの書面（引取証）を交付しなければなりません（法第80条）。

(3) 引渡義務

使用済自動車の引き取りを行ったときには、フロン類が充填されたカー エアコン搭載の有無を確認し、搭載されている場合にはフロン類回収業者 へ、搭載されていない場合には解体業者へ引き渡さなくてはなりません (法第 10 条)。

(4) 報告義務

使用済自動車の引取り・引渡しから 3 日以内に、原則として電子マニフェスト制度*を利用して、情報管理センター (公益財団法人 自動車リサイクル促進センター) に引取・引渡実施報告を行わなくてはなりません (法第 81 条第 1 項・第 2 項)。なお、法に定める手数料を納めて移動報告を書面で提出することができます (法第 82 条第 3 項)。

*電子マニフェスト制度とは

自動車リサイクル法では、関連事業者 (引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破碎業者) が使用済自動車等の引取り・引渡しを行った際、一定期間にその旨を情報管理センター (公益財団法人 自動車リサイクル促進センター) に原則パソコンによる電子情報で報告する電子マニフェスト制度が導入されました。

電子マニフェストの主な機能は

- ① 使用済自動車等の適正な引取り・引渡しの確保
- ② リサイクル料金等の支払いの証拠
- ③ 関連制度への情報提供
- ④ 使用済自動車等に関する統計情報の整備

が挙げられます。電子マニフェストを使用することにより、情報管理センターが情報を一元管理することが可能となり、使用済自動車等の移動に伴うマニフェストの送付・回付の際の紛失・混乱が防止され、閲覧も可能となります。

(5) 運搬時の義務

引取業者が、使用済自動車を自ら運搬する場合は、廃棄物処理法の業の許可は不要ですが、廃棄物処理基準に従わなくてはなりません (法第 122 条第 7 項)。

(6) 標識の掲示を行う義務

引取業者は、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、縦・横 20 cm 以上であって、氏名又は名称、登録番号を記載した標識を掲げる必要があります (法第 50 条)。

(7) 次の届出を行う義務（法第46条、第48条）

① 廃業等の届出

当該事実が発生した日から30日以内に届出

② 変更の届出【変更届出書〔省令様式第2号〕】

次に掲げる事項に変更があったときは、当該事実が発生した日から30日以内に届出

| 変更事項 | 添付書類 |
|---|---|
| ア個人の氏名 及び住所 | <input type="radio"/> 誓約書 <input type="radio"/> 住民票の写し*（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるもの、かつマイナンバーが記載されていないもの。） |
| イ法人の名称 及び所在地 | <input type="radio"/> 誓約書 <input type="radio"/> 登記事項証明書*（法人の名称及び所在地の変更前及び変更後の内容が確認できるもの） |
| ウ事業所の名称 及び所在地 | <input type="radio"/> 誓約書 |
| エ法人の役員 | <input type="radio"/> 誓約書 <input type="radio"/> 登記事項証明書*（役員等が就任、退任したことが確認できるもの） |
| オ法定代理人 | <input type="radio"/> 誓約書 <input type="radio"/> 住民票の写し*（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるもの、かつマイナンバーが記載されていないもの。）※法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書 |
| カ使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制 | <input type="radio"/> 誓約書 <input type="radio"/> フロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類 ※ 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関して十分な知識を有する者が確認できる書類（例えば、自動車整備士や中古自動車査定士等の資格証等の写し、業界団体等が行う講習の受講終了証の写しなど） |

* 住民票の写し、登記事項証明書は、発行日より3ヶ月以内のもの。

※県の登録を受けている引取業者が、県所管区域内の別の場所に事業所を移転・追加した場合は、「ウ 事業所の名称及び所在地」の変更に該当します。

(8) 登録の更新について

登録有効期間は5年間です。期限が到来するときは、更新申請の手続きを行うことが必要です。更新申請の手続きは、登録有効期限の2ヶ月前から受け付けます。「引取業者登録の更新申請書（省令様式第1号）」及び添付書類（P 4の4(1)に記載の添付書類に同じ）を所管する行政庁の窓口（所在地、連絡先はP 3を参照）に提出してください。